

公募要領

令和4年10月21日
国立大学法人電気通信大学

1. 事業名

国立大学法人電気通信大学における自動販売機設置運營業務

2. 事業の目的

国立大学法人電気通信大学（以下「本学」という。）において、本学構内に飲料及び食品類の自動販売機（以下「自販機」という。）を設置することで、本学の教職員・学生に対する福利厚生の実、来学者等へのサービスの提供及び災害時における緊急用飲料水の備蓄・提供を図ることを目的とする。

3. 事業内容

本学が定める仕様書に基づき、本学調布キャンパス東地区、西地区及び多摩川運動場に、飲料及び食品類の自販機を設置し、管理・運営する業務を委託する。

4. 業務期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間。

5. 応募資格

- (1) 次の各号のいずれにも該当しない者であること。
 - 一 国立大学法人電気通信大学契約事務取扱規程第4条及び第5条の規定に該当しない者
 - 二 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者）
 - 三 国立大学法人電気通信大学における物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要項により契約責任者から取引停止の措置を受けている期間中の者
 - 四 他の国立大学法人等から取引停止の措置を受けている期間中の者
- (2) 過去3年間において、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく行政処分を受けていないこと。
- (3) 自販機の設置運營業務について3年以上の実績を有し、現在も継続中であること。

6. 公募資料交付期間・方法等

- (1) 本件に係る資料は全て電子媒体で交付する。資料の請求を希望する者は次の手順により、本件担当者にEメールにより請求すること。
- (2) メールの件名は、「国立大学法人電気通信大学における自動販売機設置運營業務の公募資料交付希望」と明示すること。また、本文には、会社名（個人の場合は氏名）、所属部署、担当者氏名、公募要領等の送付先（担当者）Eメールアドレス、連絡先電話番号を記載すること。

【交付資料】

- ・自動販売機設置運營業務の選定に関する応募申込書：Excel形式
- ・誓約書：Word形式
- ・仕様書：PDF形式
- ・契約書（案）：PDF形式
- ・災害時における自動販売機による飲料の無償提供協力に関する協定書（案）：PDF形式
- ・「国立大学法人電気通信大学における自動販売機設置運營業務」評価基準：PDF形式並びに一部Excel形式

7. 企画提案に関する事項

(1) 提出書類

- ①自動販売機設置運營業務の選定に関する応募申込書
- ②誓約書
- ③企画提案書
- ④上記5.(3)の要件を満たすことを証明する書類(様式任意)
- ⑤国立大学法人等における契約実績(様式任意。実績がない場合はその旨を記載した文書)
- ⑥過去の喫茶店営業許可証の写し(紙カップ飲料自販機設置のため)
- ⑦乳製品を販売する場合は、過去の乳製品販売許可証の写し
- ⑧財務諸表(直近3年間の写し)
- ⑨会社案内等
- ⑩その他提案に際し必要と思われる資料、パンフレット等
- ⑪ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価の認定等を受けている場合はその写し

(2) 提出部数

紙媒体(両面印刷)5部及び電子媒体(PDF形式へ変換(A4判。スキャナー不可)した電子媒体)1部。なお、電子媒体はUSBメモリー等電子記録媒体に格納し提出すること。

(3) 提出期限

令和4年11月18日(金)17時(必着)

(4) 提出先

〒182-8585 東京都調布市調布ヶ丘1-5-1

国立大学法人電気通信大学総務部経理調達課管財係(本館2階4番入口)

(5) 提出方法

- ア.資料の作成に当たっては用紙サイズをA4版とし、郵送又は持参にて提出すること。FAX、Eメールでの提出は受け付けない。
- イ.郵送の場合は提出期限必着とし、封筒には「国立大学法人電気通信大学における自動販売機設置運營業務応募書類在中」と朱書きし、配達記録が残る方法で郵送すること。なお、郵送中の事故については、本学では一切責任を負わないものとする。また、提出書類を受領した際、本学から受領通知をEメールで送信するので、提出書類に担当者のEメールアドレスを記載すること。
- ウ.持参の場合は、平日9時から17時までの間(12時から13時除く)に、上記(4)提出先にて受け付ける。

(6) その他

- ア.応募者は、本学がヒアリング等を求めた際にはこれに応じること。
- イ.提出書類は、全て日本語及び日本国通貨で作成すること。
- ウ.公的機関が発行する証明書等は、発行日より3ヶ月以内のものであること。
- エ.提出書類について、提出後の変更は認めない。
- オ.提出書類は返却しない。
- カ.企画提案書等の作成等に係る費用は、応募者の負担とする。
- キ.提出された企画提案書等の内容について、本学から確認又は問い合わせを行うことがある。
- ク.次に該当する提出書類は無効とする。
 - ①提出期限後に提出された提出書類
 - ②公募要領、仕様書に記載のある要求要件等を満たさない提出書類
 - ③虚偽の内容が記載されている提出書類
 - ④審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる者の提出した提出書類
 - ⑤その他、本公募要領の定めに違反すると認められた者の提出書類

8. 誓約書の提出等

- (1)本企画競争に参加を希望する者は、企画提案書等の提出時に、契約責任者が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。
- (2)前項の誓約書を提出せず又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の企画提案書を無効とするものとする。

9. 審査に関する事項

(1) 審査方法

本学が設置する審査委員会において、提出書類をもとに書類審査を実施する。なお、審査の過程で必要に応じてヒアリングを行う場合がある。

(2) 評価基準

別添「国立大学法人電気通信大学における自動販売機設置運營業務」評価基準」のとおり。

(3) 審査結果の通知

令和4年11月25日（金）までに、Eメールにおいて合否を通知する。なお、順位、得点及び選定理由については公表しない。

(4) 選定の取り消し

審査の結果、設置運営予定者として選定された場合であっても、次のいずれかに該当する場合は、設置運営予定者としての選定を取り消す。

ア. 正当な理由なくして、本学が指定する期日までに契約の手續に応じなかった場合

イ. 設置運営予定者が応募資格を失った場合

ウ. 設置運営予定者が応募資格を満たしていないことが判明した場合

エ. 設置運営予定者選定後から契約書締結までの間に、企画提案内容が確実に履行できないと本学が判断した場合

10. 契約締結に関する事項

(1) 設置運営予定者選定後、本学と設置運営予定者との間で詳細仕様の確定後、万が一設置場所や販売手数料率、土地建物貸付料を企画提案書の内容と変更せざる得ない状況になった場合、見積書を提出するものとする。なお、契約金額については、企画提案書の内容を勘案して決定するため、提出された見積書と必ずしも一致するものではない。また、契約条件が合致しない場合には契約締結を行わない場合がある。

(2) 契約交渉の結果、契約の相手方として決定した場合、契約書及び協定書を締結するものとする。

11. 質問に関する事項

本件に関する質問は、全て文書（様式任意）により下記12. 問合わせ先までEメールにより提出すること。電話等による口頭での質問は受け付けない。また、寄せられた質問については、Eメールにより応募者全員に質問と併せて回答する。

【質問受付期間】

令和4年10月21日（金）13時から令和4年11月11日（金）の17時まで

12. 問合わせ先

国立大学法人電気通信大学総務部経理調達課管財係（本館2階4番入口）

住 所：〒182-8585 東京都調布市調布ヶ丘1-5-1

電 話：042-443-5038

F A X：042-443-5064

Eメール：kanzai-k@office.uec.ac.jp